

就職支援

1 日本での就職/卒業後就職活動の在留（就労可能な在留資格への変更）

現在、留学生の皆さんは、大学で勉強するために在留資格「留学」が与えられています。しかし、在留資格「留学」では就労が認められていないため、就職する時には現在の「留学」の在留資格から「人文知識・国際業務」、「技術」等就労可能な在留資格に変更する必要があります。東京入国管理局では前年の12月から就労可能な在留資格への変更申請を受け付けています。通常、在留資格の変更等の審査には1ヵ月から2ヵ月程度かかります。就労を開始するまでに在留資格を変更できるように手続きしてください。

2 卒業後、就職活動をする場合

大学で勉強するために在留資格「留学」が与えられていますので、卒業後は在留期間が残っているからといって引き続き就職活動をすることはできません。卒業後、引き続き就職活動を希望する場合は在留資格「特定活動」への資格変更（更に1回の在留期間更新）により、大学卒業後最長1年間の滞在が可能です。

卒業後の就職活動のため在留資格「特定活動」へ資格変更を希望する学生は、まず所属キャンパス国際センター窓口にご相談ください。在留資格変更には、大学からの推薦状が必要です。推薦状作成にあたっては面談を行います。なお、面談を受ける際には、下記書類（入国管理局に申請する書類一式）が必要ですので持参してください。

- ① 推薦状発行願（大学所定用紙）
- ② 調査書（大学所定用紙）
- ③ 在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書
- ④ 卒業（修了）証明書（または卒業（修了）見込み証明書）
- ⑤ 継続就職活動を行っていることを明らかにする資料
（これまで訪問した企業や今後のスケジュールなどを説明する作文でよい）
- ⑥ 在留カード
- ⑦ アルバイトの雇用契約書（アルバイト継続のため資格外活動許可が必要な場合）

3 就職支援

慶應義塾大学では、在学生の就職支援についての業務を各キャンパス（三田・矢上・湘南藤沢・芝共立）でそれぞれ個別に行っています。業務内容・利用方法・その他詳細については、三田キャンパスは学生部就職・進路支援担当、矢上キャンパスは学生課学生生活担当、湘南藤沢キャンパスはCDPオフィス、芝共立キャンパスは学生課に問合せください。

インターンシップ情報・求人情報はすべて上記の担当事務室に集約されていますので、担当事務室の情報を参照することを強くお奨めします。

<インターンシップについての注意点>

報酬の伴うインターンシップを希望する場合、資格外活動許可（1週28時間以内、長期休業期間中は1日につき8時間以内）の範囲内で行わなければなりません。事前にインターンシップの期間・報酬の有無を必ず確認してください。なお、報酬がない場合には資格外活動許可は不要です。

4 日本学生支援機構（JASSO）「外国人留学生のための就活ガイド」

就職情報の詳細は、日本学生支援機構作成の「外国人留学生のための就活ガイド」を参照してください。

<http://www.jasso.go.jp/job/index.html>